

# 令和 6 年度 小樽市立望洋台小学校いじめ防止基本方針

R6.11.1 改訂

## はじめに

全国的にいじめにより尊い命が失われる事案や、一部の教職員がいじめの問題を抱え込むなど適切な対応を取らない事案が後を絶たず、国は平成 29 年 3 月に「いじめ防止等のための基本的な方針」を改定し、道も国の動向を踏まえ、平成 30 年 2 月に道の基本方針を改定しました。小樽市においても、国・道の動向を踏まえ、平成 27 年 3 月「小樽市いじめ防止基本条例」を制定するとともに、同条例第 11 条の規定に基づき、同年 4 月に「小樽市いじめ防止基本方針」を定め、令和 6 年 9 月に改定を行いました。

これを受け、本校においても「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」また、「誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得る」という基本認識に立ち、国や道及び小樽市の動向を踏まえ「小樽市立望洋台小学校いじめ防止基本方針」の改定を行いました。

今後も本基本方針の改定を行いながら、全教職員でいじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めると共に、「いじめ見逃しゼロ」への意識を高めながら、いじめ防止対策の充実を図っていくものとします。

## 1 本校におけるいじめ防止のための基本的な姿勢

- 情報モラル教育の取組を強化し、インターネット等の正しい利用方法を学習させるとともに、「おたるスマート 7」等を通じて、生活習慣の改善とネット上のいじめ防止に取り組む。
- いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、児童のささいな変化や兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努める。
- いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。いじめたとされる児童に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせさせ、いじめを受けた児童への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。
- 保護者、地域住民その他の関係者といじめ問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、児童の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進める。
- いじめを発見または相談を受けた場合は、記録するとともに、「いじめ防止委員会」の対応方針の下、被害児童を徹底して守り通す。不適切な認識や言動、差別的な態度や言動には十分留意する。

## 2 いじめ防止基本方針策定の意義

- いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを一人で抱え込まず、かつ、一貫した組織としての対応とする。
- いじめ発生時における学校の対応をあらかじめ示すことにより、児童や保護者に安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげる。
- 加害者への成長支援の観点の基本方針に位置付けることにより、いじめ加害者への支援につなげる。

## 3 いじめの理解

### ア いじめの定義（条例第 2 条）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

本校では、いじめを訴えてきた児童の立場に立ち、このいじめの定義に関わらず、その訴えを真

摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たります。また、誰もが被害者にも加害者にもなりうることを踏まえて対応するとともに、事案に応じて「いじめ」という言葉を使わずに対応します。

#### イ いじめを理解するにあたって

- いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 善意がいじめにつながる場合もあることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わることも想定し、対応する。
- 「けんか」や「ふざけ合い」等ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- 児童が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、学校として特に配慮が必要な児童（例「※1 性的マイノリティ」「※2 多様な背景をもつ児童」「東日本大震災等により被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童（以下被災児童）という。」など）については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
  - ※1 「性的マイノリティ」とは、LGBTのほか、身体的性、性的傾向、性自認などの様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的思考・性自認を持つ人のことです。）
  - ※2 「多様な背景をもつ児童」とは、発達障がい、精神疾患、健康課題のある児童や、支援を要する家庭状況（経済的困難、児童の家庭での過重な負担、外国人児童など）などにある児童のことです。

#### ウ いじめの解消

##### ① いじめに係る行為がやんでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月は続いていること。ただし、いじめの被害の重大さからさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。

##### ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。本人及び保護者に対し、面談等で確認する。解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

#### 4 「いじめ」を未然に防止するために

「いじめ」問題では、「いじめが起こらない学級・学校づくり」など、未然防止に取り組むことが必要である。そのために、全教職員が「いじめは、どの学級にも学校にも起こる可能性がある」という認識をもち、児童の好ましい人間関係を築くとともに、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。さらに、校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉などの専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制の整備を行い、家庭、地域、関係機関などと連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。

##### <児童に対して>

- ・ 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級作りを目指す。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・ 楽しくわかりやすい授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・ 思いやりの心や児童一人一人がかけがえの無い存在であるといった命の大切さを、道德の時間や学級活動の指導を通して育む。

- ・ 「いじめに関する授業」を適時実施するなど、道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめをしない、させない態度・能力の育成に務める。
- ・ 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つよう、様々な活動の中で指導する。
- ・ いじめを受けていると感じた際に、いじめが生じている集団から離れ、学校内外を問わずに誰かに相談するなど、自分の身を守る方法について指導する。
- ・ 児童自らがいじめについて学び、主体的考え、自身がいじめ防止を訴えていけるような取組を推進する。
- ・ 児童を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む）防止のための啓発活動を推進する。
- ・ 見て見ないふりをすることは、いじめを行っていることにつながることやいじめを見たら、他の先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

#### ＜教員に対して＞

- ・ 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・ 児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・ 児童の思いやりや生命を尊重する心を育む道徳教育や学級活動の充実を図る。
- ・ 「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることを様々な活動を通して児童に示す。
- ・ 特に配慮が必要な児童について、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援、保護者との連携、周囲の児童に対する指導を行う。
- ・ 児童一人一人の変化に気づく、敏感な感覚を持つように努める。
- ・ 配慮を必要とする児童の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編成時や学校生活の節目において、適切な指導を行う。
- ・ 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・ いじめの構造やいじめ問題の対処等いじめ問題についての理解を深める。特に、教職員の言動が児童に大きな影響力を持つとの認識の下、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・ 問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

#### ＜学校全体として＞

- ・ 学校全体における「いじめは絶対に許されない」という雰囲気醸成。
- ・ 学校の教育活動全体を通じて、教員と児童との信頼関係の構築に努める。
- ・ いじめに関するアンケート調査を年に2回実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・ 情報化社会で適正な活動を行うために基になる考え方と態度の育成を目指し、全学年で「情報モラル教室」を実施する。
- ・ いじめ問題に関する校内研修を行い、いじめについて本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・ いじめ問題に関する講話を全校朝会等で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということといじめに気づいた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・ 児童が誰とでも適切な人間関係を築き、集団の一員であるという自覚と責任をもって行動できるような規律があり、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりに努める。
- ・ 児童の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、児童への挨拶、声かけ、励ましや対話、及び授業などを通じた働きかけに努める。
- ・ 児童が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」を推進する。
- ・ 「性的マイノリティ」とされる児童に対し、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、児童に対し必要な指導を組織的に行う。

- ・ 「多様な背景を持つ児童」について、日常的に、当該児童の特性などを踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童へ対しての必要な指導を組織的に行う。
- ・ 「いじめ問題」に関する児童会としての取組を行う。
- ・ いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

#### ＜保護者・地域に対して＞

- ・ 必要に応じ、家庭訪問などを通じて家庭との緊密な連携を図り、協力を求める。
- ・ 保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む）防止のための啓発活動を行う。
- ・ 児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・ 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを様々な機会を通じて伝え、理解と協力をお願いする。

### 5 「いじめ」を早期発見するために

いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い事を認識し、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、積極的に認知するよう努める。

※いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合は、学校としても警察への相談・通報を行うこととする。

#### ＜早期発見にむけて…「変化に気づく」＞

- ・ 教育相談の実施等により、早期のいじめの実態把握と児童が訴えやすい体制づくりに取り組む。
- ・ 児童の様子を、担任やスクールカウンセラーをはじめ、多くの教職員で見守り、様子に変化が感じられる児童には、特に積極的に声かけを行うことで、児童に安心感を持たせると共に、気づいたことを管理職や生徒指導部長へ報告すると共に記録をとり、情報を共有する場（集会や職員会議等）を設ける。
- ・ 年に2回のアンケート調査や子ども理解支援ツール「ほっと」等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。
- ・ ネットパトロールによるインターネット上のいじめの状況把握及び関係機関との連携強化に努める。

#### ＜相談ができる…「誰にでも」＞

- ・ いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。（担任・家族・保健室・電話相談窓口…）
- ・ いじめを受けた児童へスクールカウンセラーなどによる教育相談を行う。
- ・ いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ・ いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・ いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともにいじめ防止委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

### 6 「いじめ」に早期対応するために

「いじめ」の発見・通報を受けた場合は、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、迅速に組織的に対応し、いじめを受けた児童を守り通すと共に、いじめを行った児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

#### ＜早期の解決を…「傷口は小さいうちに」＞

- ・ いじめられた児童及びいじめを知らせてきた児童を守り通し、安心して教育を受けられる環境を確保するとともに、継続的なケア（少なくとも3ヶ月を目安とする）を行う。また、当該児童保護者への支援、助言をする。
- ・ いじめた児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導するとともに、再発防止に向け継続的な指導（少なくとも3ヶ月を目安とす

る) 及び支援を行う。また、当該児童保護者への協力要請及び助言をする。

- ・ いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えられるようにするとともに、いじめの事実を早期に学校、家庭、関係機関等に知らせる事を促す指導をする。
- ・ 必要に応じ、関係機関や専門家等との相談・連携を図る共に、保護者会を開催するなどして保護者と情報を共有する。
- ・ いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、いじめられた児童を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、いじめられた者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。
- ・ 教員が気づいたあるいは児童や保護者から相談があったいじめについて、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ・ 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・ いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめていることに気づかせるような指導を行う。
- ・ いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・ 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

#### <早期対応の流れ>

##### (1) 情報を確認した場合

- ①いじめ防止委員会を開催する。
- ②いじめ被害者児童の安全を確保する。

##### (2) 正確な実態把握(複数体制)

- ①当事者双方・周囲児童から聞き取りを行う。
- ②関係教職員と情報を共有し、正確で詳細な事実の把握に努める。

##### (3) 指導体制と方針の決定

- ①指導の狙いを明確にし、共通認識と理解を図る。
- ②対応する教職員の役割分担を決定する。
- ③教育委員会、関係機関との連携を図る。(必要に応じ)

##### (4) 児童への指導・支援と保護者との連携

- ①いじめられた児童を保護し、心配や不安を除く。
- ②いじめた児童には、相手の痛みや苦しみに気付かせ、「決して許されない行為である」という人権意識を育てる。
- ③家庭訪問や来校していただくなど、直接会い、誠意ある態度で、具体的な対応を伝える。

##### (5) 事後の対応

- ①継続的な指導や支援を行う。
- ②カウンセラーなどを活用し、心のケアを行う。
- ③心の教育の充実を図り、一人一人が大切にされ、自分の居場所を感じられる学級経営に努める。

##### (7) 把握する最低限の情報・・・複数で対応し、必ず記録をとる。

- ①「誰が・誰を」いじているのか。(被害者と加害者の認識)
- ②「いつ・どこで」発生したのか。(場所と時間の確認)
- ③どんな内容のいじめか・どんな被害を受けたか。(内容の確認)
- ④いじめの原因は何か。(背景と要因の確認)
- ⑤「いつから、いつまで」続いているのか。(期間の確認)

## 7 インターネット上等のいじめについて

### ＜ネット上のいじめとは＞

○メール、ブログ、チェーンメール、なりすまし、裏サイトなどでのいじめ。

＊匿名により、自分だと分からなければ、何を書いても構わないと考え、誹謗中傷を書き込み、被害者にとっての心理的苦痛が大きい。

○SNSから発生したいじめ

＊友だち数名に限定したサイト（SNS）だからと安心して、掲示板に友達の悪口を書いたが、それを他の友達がコピーして拡散したため、悪口を書いた本人に大量の誹謗中傷が書き込まれることとなった。掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易に出来ることから、利用されやすく、スマートフォンで撮影した画像は、位置情報から自宅などが容易に特定される。画像の掲載は情報流失の可能性もある。

○動画共有サイトでのいじめ

＊遊びと称してプロレス技をかけられた過激な画像が、動画共有サイトに投稿される等が考えられる。流失した個人情報は、回収することが困難であり、不特定多数に流れることが懸念される。

### ＜未然防止のために＞

※学校のルール指導だけでは定着が難しく、家庭との連携・協力が不可欠である。双方で指導を行うことが重要です。

○保護者会等で伝えたいこと

未然防止の観点から・・・

- ・児童のパソコンや携帯電話を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、「おたるスマート7」を参考に、家庭において児童を危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。
- ・インターネットには、青少年有害情報が多く流通していることからアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報を流失するといったスマートフォン特有に新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。
- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々な「いじめ」以上に児童に深刻な影響を与えるという認識をもつこと。
- ・家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気付いたときには、ためらうことなく問いかけ、即座に学校に相談すること。
- ＊携帯電話端末などからのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、犯罪の被害やいじめなど様々な問題が生じることに留意すること。

○情報モラルの指導

インターネットの特有性による危険や、児童が陥りやすい心理を踏まえ下記の指導を行う。

- ・発信した情報は、多くの人にすぐに広まる。
- ・匿名でも、書き込みをした人は特定できる。
- ・違法情報や有害情報が含まれる。
- ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性がある。
- ・一度流失した情報は、簡単に回収できない。

### ＜早期発見・早期対応について＞

○関係機関と連携したネット上の書き込みや画像などへの対応

- ・書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応など、具体的な方法を、児童・保護者に助言し、連携を取って取り組む必要がある。
- ・学校、保護者だけでは解決出来ない困難な事例もあり、警察などの専門機関と連携して取り組む。
- ・書き込みや画像の削除に向けて取り組む。

○ネットパトロールを定期的に行い、見守り活動を推進する。

## 8 校内体制について（学校いじめ対策組織）

### ○「設置の意義」

- ・特定の教職員でいじめ問題を抱え込まず、学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。
- ・可能な限り、心理や副市の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医療従事者、警察官経験者などの外部専門家の協力を得ながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資することが期待される。

### ○「構成員」

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導部長、養護教諭、（当該担任）、（スクールカウンセラー）
  - ＊事案の推移、広がり、特殊性など状況に応じて構成員に変動がある。
  - ＊可能な限り、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察、医療機関、弁護士、児童相談所などの外部専門機関の協力を仰ぐ。

### ○「体制の整備」

- ・気づきを共有して早期発見につなげるため、管理職がリーダーシップをとり教職員の心理的安全性の確保に努め、情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。また、管理職は学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「学校いじめ対策組織」に報告を行わないことは、法に違反している行為であることを教職員に周知徹底する。

### ○「役割」

- ・いじめの相談、通報としての窓口となる。
- ・本校におけるいじめ防止の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するを行う。
- ・いじめの相談があった場合には、当該学年主任、担任を加え事実関係の把握と積極的なおこめの把握、関係児童・保護者への対応等について協議を行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取扱い考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ・取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正にあたっては、学校評価の結果を考慮する。

## 9 重大事態への対処（教育委員会をはじめ関係機関との連携）について

重大事態が発生した場合は、本基本方針に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生防止に努める。

### ○重大事案とは（法第28条）

- （1） いじめにより本校に在籍する児童の命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

※具体的には、①児童が自殺を企画した場合、②心身に重大な傷害を負った場合、③金品等に重大な被害を被った場合、④精神性の疾患を発症した場合、などのケースが想定される。

- （2） いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※相当の期間は、国の不登校の定義を踏まえて、年間30日を目安としているが、日数だけでなく個々のケースを十分把握する必要がある。

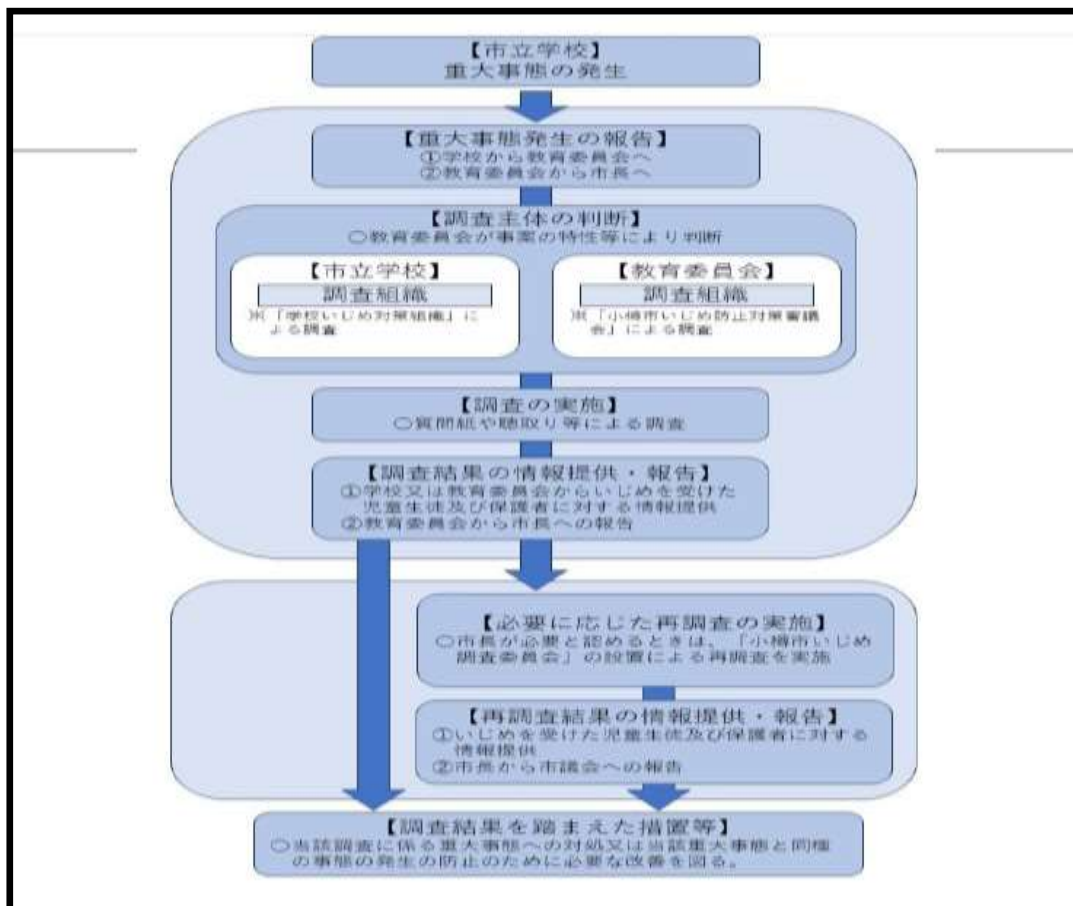
- ・児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったと申立があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態としてとらえる必要がある。
- ・被害児童・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、被害児童・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進める。

### ○重大事態の報告

- ・学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告する。

### ○重大事態の調査など

- ・学校は、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分把握した上で、調査を行う。
- ・教育委員会はその事案が重大事態と判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために「小樽いじめ防止対策審議会」において、速やかに調査に当たる。  
なお、児童の生命又は身体に現に被害が生じている、正に被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合などは、市長の判断により、緊急に総合教育会議を開催し、講ずべき措置について教育委員会と十分な意思疎通を図り、一体となって取り組むための協議・調査を行うことができる。
- ・学校又は教育委員会は、いじめられた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について説明する。その際、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。



【重大事態発生時のフロー図】

# いじめ問題対応マニュアル

## いじめ問題発見 (いじめの認知)

1. いじめ問題の発見及び認知
  - 保護者から
  - 本人からの訴え（いじめアンケートも含む）
  - まわりの児童からの報告
  - 教師の気づき、発見

## 対 応

2. すぐに対応する（学級担任）  
学級担任→管理職→学校いじめ対策組織
  - ①事実関係の把握
    - ※いつ、どこで、誰が、何をするか方針決定
  - ②事実関係の確認
    - ※指導の方針の決定

## 被害児童への指導 加害児童への指導

3. 被害児童・加害児童への指導  
（傍観児童への指導）

- ※関係機関との連携（必要に応じて）
  - 教育委員会
  - 児童相談所
  - カウンセラー等

学級・学年全体への指導

学校全体への指導

## 保護者への対応

4. 保護者への対応
  - ☐被害児童の保護者に対して  
状況とこれまでの指導の経過や今後の対応について説明し、理解と協力をお願いする。
  - ☐加害児童の保護者に対して  
事情を説明し、今後の対応について理解と協力をお願いする。
  - ☐必要に応じて、保護者会を開催する。

保護者会の開催

## 児童への継続指導

5. 指導の継続
  - ☐指導の経過を保護者に報告する。  
期間については保護者と相談する。
  - ☐解決に向けて双方の保護者の協力を得る。

## 報 告

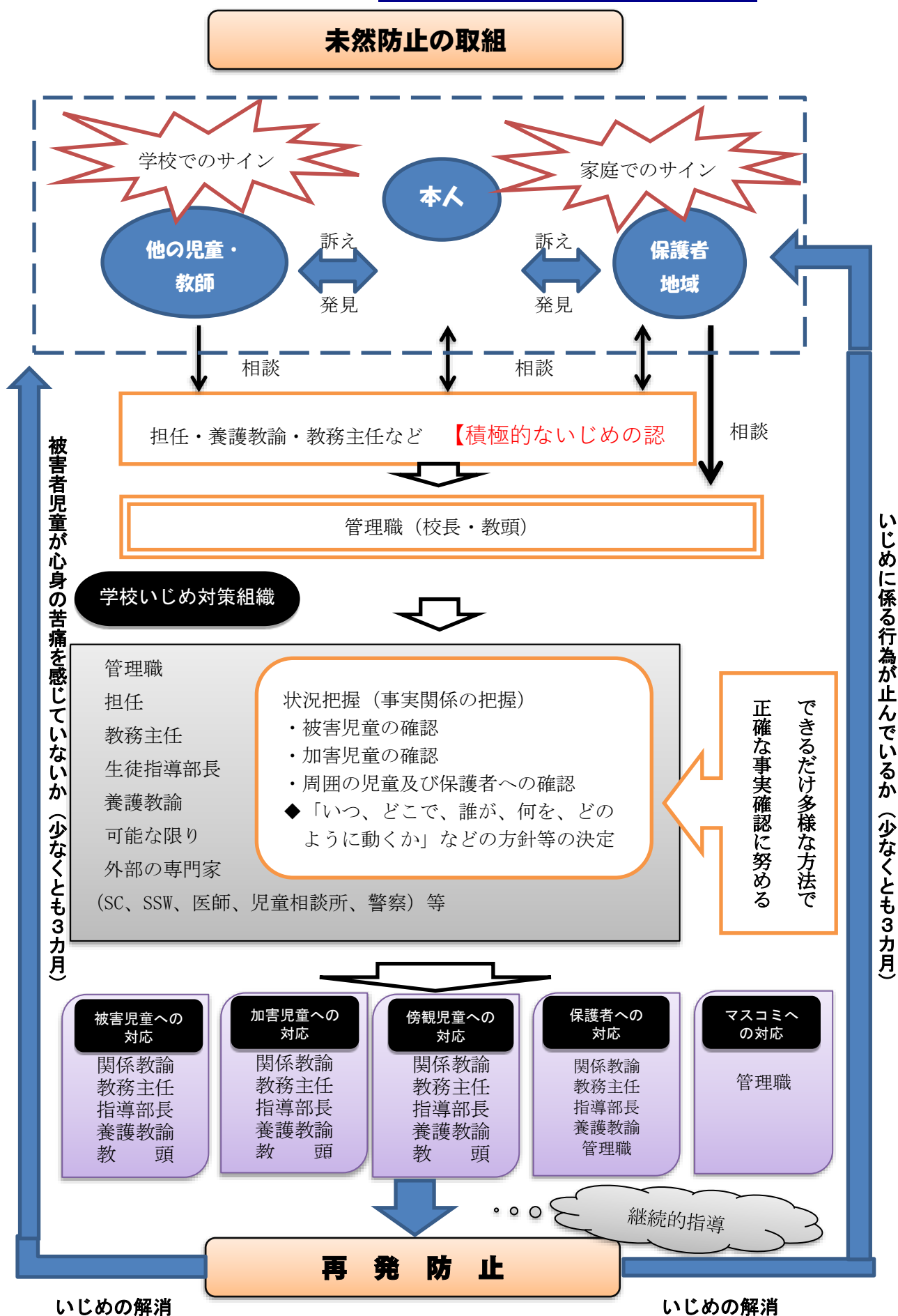
6. 報告
  - ☐学校いじめ対策組織から職員会議への報告
  - ☐教育委員会等関係機関への報告

## 指導の継続 (少なくとも3ヶ月)

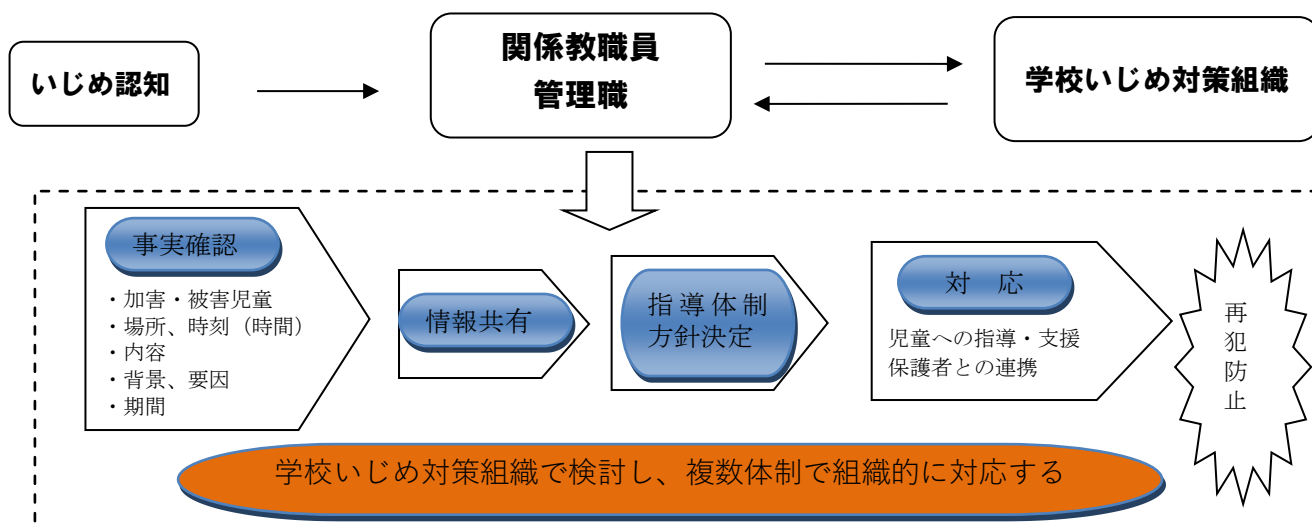
7. 同じような事案の再発を防止するための未然防止策の行使
  - ※記録化し、情報を共有する。

## いじめ防止プログラム（年間指導計画）

|     | 職員会議等                                        | 未然防止の取組                           | 早期発見の取組                  | 備 考                                       |                                   |
|-----|----------------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------|-------------------------------------------|-----------------------------------|
| 4月  | ◎学校いじめ対策組織<br>・指導方針<br>・指導計画<br>○児童理解交流      |                                   | ・相談窓口周知<br>・保護者面談        | ・PTA総会等での説明と啓発<br>・ネットパトロール               |                                   |
| 5月  | ・保護者への啓発確認<br>○児童理解交流                        | <div>・学年、学級づくり<br/>・人間関係づくり</div> | ・道徳教育の充実                 | ・いじめアンケート①<br>・個人面談<br>・教育相談              | ・道教委いじめ調査<br>・ネットパトロール            |
| 6月  | ◇研修会<br>○児童理解交流                              |                                   | ・行事との関連<br>・児童会活動の取組     | ・個人面談<br>・教育相談                            | ・情報モラル委員会<br>・子どもたちの安心安全を守るキャンペーン |
| 7月  | ・いじめにかかわる学校評価の実施<br>○児童理解交流                  | ・人権教室<br>・小中一貫の取組                 | ・CSでの意見交流                | ・ネットパトロール                                 |                                   |
| 8月  | ○児童理解交流                                      | 学校評価（児童・保護者アンケート・自己評価）※いじめ        |                          |                                           |                                   |
| 9月  | ◎学校いじめ対策組織<br>・情報交流<br>・前期の評価及び後期の計画         | <div>・学年、学級づくり<br/>・人間関係づくり</div> | ・道徳教育の充実                 |                                           |                                   |
| 10月 | ◇研修会<br>○児童理解交流                              |                                   | ・行事との関連                  | ・いじめアンケート②<br>・個人面談<br>・教育相談              |                                   |
| 11月 | ・個人懇談等での保護者への啓発確認<br>○児童理解交流                 | ・人権教室<br>・児童会活動の取組                | ・個人面談<br>・教育相談<br>・保護者面談 | ・道教委いじめ調査<br>・市教委いじめ防止キャンペーン<br>・情報モラル委員会 |                                   |
| 12月 | ・いじめにかかわる学校評価の実施                             | ・情報モラル教室<br>・小中一貫の取組<br>・「ほっと」の実施 | ・CSでの意見交流                | ・市教委いじめ調査                                 |                                   |
| 1月  | ◎学校いじめ対策組織<br>・本年度の評価<br>・課題の整理<br>・次年度の計画作成 | 学校評価（児童・保護者アンケート・自己評価）※いじめ        |                          |                                           |                                   |
| 2月  | ○児童理解交流                                      | ・道徳教育の充実                          |                          |                                           |                                   |
| 3月  | ◎学校いじめ対策組織<br>・今年度の反省<br>・課題の整理（引継）          | ・児童会活動の取組                         | ・教育相談<br>・CSでの評価         |                                           |                                   |
|     |                                              | ・綿密な引継（幼保、中含）                     | 学校関係者評価※いじめ              |                                           | ・市教委いじめ調査                         |



## いじめ発生時の対応



### 被害児童への対応

- 1 辛い気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る
- 2 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝え、「仕返し等の不安感を取り除き、具体的支援内容を示し、学校は味方であることを示す
- 3 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する
- 4 自立を支援し、自己理解を深め、いじめを克服するための支援を行う

### 被害児童の保護者への対応

- ・速やかに正確な事実を通知し、今後の対応について保護者の思いを聞き、誠意ある対応で、信頼関係を構築する
- ・いじめを防止する方法について、保護者と協議する
- ・学校の方針への理解を求める
- ・今後も家庭との連携を図る

### 加害児童への対応

- 1 頭ごなしに決めつけず、事実関係、いじめた気持ち、生徒の背景にも目を向け指導する
- 2 いじめは決して許されない行為であることを気づかせ、いじめられる側の気持ちを認識させる指導をする
- 3 毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させるとともに粘り強い指導を行う
- 4 警察への相談、通報すべき事案の場合は速やかに関係機関と連携する
- 5 表面的な解決だけを見ず、継続的に必要な指導を行う（最低3ヶ月）

### 加害児童の保護者への対応

- ・速やかに正確な事実を通知し、家庭での話し合いを促す
- ・保護者の心情を理解し、訴えを十分に聴く
- ・いじめを防止する方法について、保護者と協議する
- ・具体的な助言を与え、立ち直りへ協力を求める
- ・被害児童への謝罪等について話し合う

### 傍観者への対応（学級・学年等）

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲介者への転換を促す
- ・見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる
- ・クラスで被害児童の心の苦しさを理解させるとともに、止められなかった心の弱さにも焦点を当てながら指導する
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例、児童作文等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる

### インターネット上でいじめが発生した時の対応

#### いじめ認知・相

書き込みの確認、内容保

掲示板管理者へ削除依頼  
（利用規約を確認し学校のパソコン等から行う）

削除がされない場合

警察に相談・依頼  
人権擁護委員会等に相談

#### <児童に対しての指導ポイント>

- 1 掲示板等ネットでの誹謗・中傷等の書き込みを行うことはいじめであり、決して許されることではないこと
  - 2 匿名で書き込んだり、書き込みを行った個人が特定できること（重大犯罪につながり、悪質な場合は、犯罪となり警察に検挙されることもある）
  - 3 インターネットを利用する際にも、マナーがあり、マナーを守ることにより自分へのリスクも回避されること
- ※スマートフォンの使用については、十分に注意させる。特に、LINE、Facebook等で書いた誹謗・中傷は、削除されない場合があること、位置情報を発したまま書き込みを行うことは、ストーカー被害遭う等の犯罪に巻き込まれる場合があること等の指導をする。
- ※その他、教職員の情報モラルへの指導力の向上や、保護者への啓発と家庭・地域との連携をすすめる。

いじめに係る行為が3カ月止んでいるか

3カ月以上被害児童が心身の苦痛を感じていないか